

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 ※	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第1種（小手繰網）	1	5トン未満		別記1	1月1日から9月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第2種（餌びき網）の許可を有しない者
2	小型機船底びき網手繰第2種（えびこぎ網）	1	5トン未満		別記1	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第2種（餌びき網）の許可を有しない者
3	手繰第3種（貝桁網）	1	5トン未満		別記2	12月7日から4月19日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者
4	手繰第3種（桁網）	1	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月19日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- 整理番号1から4に係るもの

令和8年3月20日から令和8年4月2日まで（14日）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号 1 から 4 に係るもの

許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和 2 年 11 月 16 日付農林水産省告示第 2230 号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第 71 号第 4 号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は 48 キロワット（15 馬力）と定められている。

【別記 1】

山口県内海 ただし、次の 1 の海域にあっては、基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）の各点を順次に結んだ線と基点（シ）と（ス）の間における大分県東国東郡姫島村姫島の周辺最大高潮時海岸線から 8,000メートルの距離の線及び基点（ス）、（セ）、（ソ）の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とし、2 の海域にあっては基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）の各点を順次に結んだ線、基点（ソ）、（タ）、（チ）の各点を順次に結んだ線及び基点（ツ）、（テ）を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とする。

1 の海域とは次の基点（ソ）、（セ）、（ス）、（タ）の各点を順次に結んだ線以西の周防灘海域をいう。

- （ア）山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- （イ）（ア）と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結ぶ線の中央点
- （ウ）山口県下関市長府宮崎町串崎東端から 173 度 1,530メートルの点
- （エ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- （オ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（北緯 33 度 59 分 42 秒東経 131 度 8 分 1 秒）とを結ぶ線の中央点
- （カ）福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- （キ）福岡県行橋市簗島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結んだ線の中央点
- （ク）山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港 3 号防波堤灯台とを結んだ線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結んだ線との交点
- （ケ）大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点（大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から 296 度 20 分 80メートルの点）から 6 度 15 分の線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市長崎鼻突端とを結んだ線との交点
- （コ）山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結んだ線との交点

- (サ) 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結んだ線と、大分県宇佐市長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結んだ線との交点
- (シ) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、(コ)の点と
- (サ)の点とを結んだ線の延長線との交点
- (ス) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線との交点
- (セ) 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線と(ソ)と(タ)とを結んだ線との交点
- (ソ) 山口県光市大字室積村杵崎西端
- (タ) 大分県国東市国東町富来港灯台
- 2の海域とは次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の各点を順次に結んだ線以東の伊予灘海域をいう。
- (ア) 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- (イ) 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- (ウ) (イ)と(オ)を結んだ線上(イ)から5,000メートルの点
- (エ) (イ)と(オ)を結んだ線上(オ)から8,000メートルの点
- (オ) 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端
- (カ) 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から8,000メートルの点
- (キ) 愛媛県西宇和郡伊方町襖鼻と山口県熊毛郡上関町八島平根崎を結んだ線上襖鼻から8,000メートルの点
- (ク) 愛媛県八幡浜市保内町夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島洲崎を結んだ線上夢永岬から8,000メートルの点
- (ケ) 愛媛県大洲市長浜町肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から8,000メートルの点
- (コ) 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点と愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- (サ) 愛媛県大洲市長浜町青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- (シ) 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端を結んだ線の中央点
- (ス) 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点

- (セ) 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻北端
- (ソ) 山口県大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- (タ) 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- (チ) 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- (ツ) 山口県下松市洲鼻突端
- (テ) 山口県下松市瀬戸岬北端

【別記2】

(共第137号共同漁業権区域)

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線(M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。)、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

- 基点 A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点
- B 柳井市ハンドウ島西端
- C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- D 柳井市平郡島蛇の池西側角
- E 熊毛郡上関町横島南端
- F 柳井市平郡島櫛崎南端
- G 柳井市掛津島松節鼻東端
- H 柳井市平郡島盛鼻北東端
- I 熊毛郡上関町八島南端
- J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上
- K 大島郡周防大島町沖家室島西端
- L 愛媛県大洲市青島南西端
- M 大島郡周防大島町上荷内島南端
- N 大島郡周防大島町沖家室島南端
- O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端
- P 大島郡周防大島町立島南西端
- Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上
- R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端
- S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- T 大島郡周防大島町笹島東端
- U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端
- V 愛媛県松山市由利島西端
- W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端
- X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端
- Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端
- Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端
- A' 愛媛県松山市二神島南西端
- B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端
- C' 岩国市柱島新宮鼻東端
- D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端
- E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端
- F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端

